看護小規模多機能ホームいきいき 運営規程

(目的)

第一条 この規程は、医療法人社団春秋会が設置経営する看護小規模多機能ホームいきいき(以下「事業所」という。)が行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(基本方針)

第二条 要介護状態にある利用者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、宿泊、訪問(看護・介護)の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、利用者の日々の暮らしの支援を行い、また利用者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第三条 当事業所において提供する看護小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて通いサービス、訪問サービス (看護・介護)及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適当にサービスを提供する。
- 3 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を 送ることができるようサービスを提供する。
- 4 看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ 画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービス を提供する。
- 5 看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡 による見守り等を行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- 7 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- 8 提供する看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。
- 9 医療ニーズの高い利用者の状況に応じたサービスの組み合わせにより、地域における多様な療養支援を 行う。退院直後の在宅療養生活へのスムーズな移行支援や家族へのレスパイトケア、相談対応による不安の 軽減。がん末期の看取り期や病状不安定期における在宅生活の継続支援を行う。

(事業所の名称)

第四条 事業所の名称は次のとおりとする。

看護小規模多機能ホームいきいき

(事業所の所在地)

第五条 事業所の所在地は次のとおりとする。

長崎県長崎市松が枝町3番20号

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第六条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人 (常勤・介護支援専門員兼務)

事業を代表し、業務の総括にあたる。

(2)介護支援専門員 1人 (常勤・管理者兼務)

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の看護小規模多機能型居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整を行う。

(3) 看護職員 5人(常勤・兼務) 2人(常勤・専従)

健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に掌握するとともに、利用者のかかりつけ医 等の関係医療機関との連携を行う。

(4) 介護職員 12人(常勤専従12人)

看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

また、宿泊に対して1人以上の夜勤を配置する。夜間訪問に対して宿直または夜勤1名以上を配置する。

(営業日及び営業時間)

第七条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間

①通いサービス(基本時間) 9:00~16:00

②宿泊サービス(基本時間) 16:00~9:00

③訪問サービス(基本時間) 24時間

※緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

※日勤帯の時間を午前9時~午後4時、 夜勤帯の時間を午後4時~午前9時とする。

(利用定員)

第八条 当事業所における登録定員は29人とする。

- (1) 1日に通いサービスを提供する定員は18人とする。
- (2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は9人とする。

(看護小規模多機能型居宅介護の内容)

第九条 看護小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

①日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ア. 移動の介助
- イ.養護(休養)
- ウ. 通院の介助等その他必要な介護
- ②健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

③機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性 化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地 域社会生活の継続のための支援を行う。

- ア. 日常生活動作に関する訓練
- イ. レクリエーション (アクティビティ・サービス)
- ウ. グループ活動
- 工. 行事的活動
- 才. 園芸活動
- カ. 趣味活動(ドライブ、買い物等含む)
- キ. 地域における活動への参加
- ④食事支援
 - ア. 食事の準備、後片付け
 - イ. 食事摂取の介助
 - ウ. その他の必要な食事の介助
- ⑤入浴支援
 - ア. 入浴または清拭
 - イ. 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
 - ウ. その他必要な介助
- ⑥排泄支援

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

⑦送迎支援

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行う。

(2) 訪問サービス (看護・介護)

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(3) 宿泊サービス

宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等日常生活上の世話 や機能訓練を提供する。

(4) 相談·助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

- ① 日常生活に関する相談、助言
- ② 認知症高齢者等を抱える家族への相談、助言
- ③ 福祉用具の利用方法の相談、助言
- ④ 住宅改修に関する情報の提供
- ⑤ 医療系サービスの利用についての相談、助言
- ⑥ 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- ⑦ 家族・地域との交流支援
- ⑧ その他必要な相談、助言

第十条 利用に当たっての留意事項

- 1 利用申込者が入院治療を要する者であること等、利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な介護保険施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかにおこなうものとする。
- 2 利用申込者の利用に当たっては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握をするために面談を実施しその旨を記録すること。また同時に緊急連絡先などを把握すると共に利用者又はその家族に対し、サービスの提供内容・利用料等の確認を行うものとする。
- 3 利用者の登録解除については、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、解除後の生活環境や介護の 継続性に配慮し、適切な指導を行うなど必要な援助を行うと共に居宅介護支援事業者等へ情報提供及び 保険医療サービス又は福祉サービスを提供する機関と密接な連携に努めるものとする。
- 4 利用、登録に当たっては利用者の被保険者証へ事業所の名称及び登録年月日を記載する為、被保険者証を求めるものとする。
- 5 酒気を帯びたり、風紀を乱したりして他人に迷惑を及ぼしてはならない。
- 6 業務の妨害・秩序を乱してはならない。
- 7 衛生管理上利用をすることが適当でないと判断されたときは指示に従ってください。
- 8 事業所内で暴力・脅迫・傷害・賭博・その他これに準ずる行為をしてはならない。
- 9 事業所内で許可無く、政党・個人の政治活動、集会文書の配布・掲示、又はこれらに類する行為を禁止します。
- 10 事業所内で関係のない布教・説得行為宣伝行為等の宗教活動を禁止します。

(看護小規模多機能型居宅介護計画)

- 第十一条 看護小規模多機能型居宅介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に看護小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
 - 2 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
 - 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、看護小規模多機能型居宅介護職員との協議の上、援助の目的、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

- 4 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明 し、利用者の同意を得る。
- 5 看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に 交付する。なお、交付した看護小規模多機能型居宅介護計画は、5年間保存する。
- 6 利用者に対し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 7 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状 況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行 う
- 8 看護小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容については、利用者または家族に説明を行うととも に、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

(看護小規模多機能型居宅介護の利用)

- 第十二条 事業所が提供する看護小規模多機能型居宅介護の利用料は、介護報酬の告示上、法定代理受領分は 介護報酬の「介護保険負担割合証」に記載している割合とし、法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の 額とする。ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受ける。
- 1 (1) 宿泊は、重要事項説明書に記載している額を徴収する。
 - (2) 食事は、重要事項説明書に記載している額を徴収する。
 - (3) オムツ代は、実費負担とする。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、看護小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 2 前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いの同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。
- 3 利用料の支払いは、現金、銀行口座振込、または預金口座振替(自動払込)により指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第十三条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

大浦・梅香崎中学校区を中心とした長崎市内

(サービスの提供記録の記載)

第十四条 看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その提供日数及び、当該看護小規模多機能型居宅 介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(個人情報の保護)

第十五条 利用者の個人情報を含む看護小規模多機能型居宅介護計画書、各種記録等については、関係法令及 びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(秘密保持)

第十六条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないよう、就業規則に記載するとともに損害賠償などを含める内容の誓約書を提出しなければならない。

(苦情処理)

第十七条 提供した看護小規模多機能型居宅介護に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者またはその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示する。

- 2 提供した看護小規模多機能型居宅介護に関する利用者及び家族からの苦情を受けた場合には、当該苦情 の内容等を記録する。
- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う。
- 4 提供した看護小規模多機能型居宅介護に関し、法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じる。また、利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告する。
- 6 提出した看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

- 第十八条 利用者に対する、看護小規模多機能型居宅介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、 損害賠償を速やかに行う。
- 2 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(衛牛管理)

- 第十九条 看護小規模多機能型居宅介護に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々 の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。
- 2 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

(虐待防止に関する事項)

- 第二十条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(緊急時における対応方法)

- 第二十一条 職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やか に主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するととも に受診等の適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

- 第二十二条 看護小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(運営推進会議)

- 第二十三条 看護小規模多機能型居宅介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議 を開催する。
- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2か月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、長崎市の担当職員もしくは事業者 が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び看護小規模多機能型居宅介護についての知見 を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

- 第二十四条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に揚げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

- 第二十五条 職員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 定期的研修 随時
- 2 職員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これ を提示する。
- 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 4 看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営規 定に概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要意向を記載し た文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
- 5 事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な看護小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の看護小規模多機能型居宅介護等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 6 事業所は、看護小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。
- 7 事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている ときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供するものとする。
- 8 看護小規模多機能型居宅介護の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに看護小規模多機能型居宅 介護の利用に関する支持に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、ある いは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付 してその旨を関係市町村に通知するものとする。
- 9 事業所は、居宅介護支援事業所またはその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 10 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則

- 1 この運営規程は、平成29年8月1日から施行する。
- 2 この運営規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この運営規程は、平成30年6月16日から施行する。
- 4 この運営規程は、令和1年10月1日から施行する。
- 5 この運営規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 6 この運営規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 7 この運営規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 8 この運営規程は、令和5年6月1日から施行する。
- 9 この運営規程は、令和6年4月1日から施行する。